議案第14号

令 2 都 市 計 画 第 5 1 0 号 令和 2 年 (2020 年) 10 月 20 日

山口県都市計画審議会 会 長 鵤 心 治 様

山口県知事 村岡嗣政

岩国都市計画道路の変更について(諮問)

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

岩国都市計画道路の変更(山口県決定)

都市計画道路中3・5・32岩国千石原線を3・5・32錦城橋線に名称を改め、次のように変更する。

種	名 称		位 置			区域	構 造				
別	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	備考
幹線街路	3 · 5 · 32	錦城橋線	岩国市 岩国 五丁目	岩国市 横山 二丁目	岩国市 横山 二丁目	約 200m	地表式	2	12m	幹線街路と平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3 · 5 · 3 2 錦城橋線

本路線は、岩国市岩国五丁目から同市横山二丁目に至る幹線道路であり、錦帯橋への観光による交通量の増加に対して円滑な交通処理が必要となったことから、昭和34年(1959年)に岩国千石原線として都市計画決定され、昭和55年(1980年)に路線番号の変更を行っています。

しかしながら、本路線のうち錦城橋を除く区間については未整備となっており、都市計画決定後、約60年の間に、周辺道路の整備や社会経済状況の変化により、交通機能を担う道路として本路線を整備する必要性は低下しています。また、観光ルートについては本路線の東側に整備されている、県道新岩国停車場線(通称:錦帯橋いざない街道)が整備されており、代替路線としての交通機能は確保されています。

さらに、錦帯橋を中心とした周辺地域においては、世界遺産への登録に向けて城下町に相応しい街並みの維持・形成を目指しており、通過交通の誘導や既存の街並みを崩すことにつながる道路整備は好ましくありません。

このため、道路計画の見直しを行い、錦城橋右岸側の交差部から終点までの区間を廃止し、終点を変更するとともに、名称を錦城橋線に改めるものです。

新 旧 対 照 表

旧	種	名 称		位 置			区域	構造			造	
新	別	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	備考
IΞ	幹線街路	3 · 5 · 32	岩国千石原線	岩国市 大字錦見 字新地 366番地	岩国市 大字横山 字千石原 461番地	岩国市大字横山	約 1,540m			12m		
		なお		岩国市 大字錦見 字新地 366番地	岩国市 大字横山 字下口 360番地	錦川	約 196m			10. 5 ~ 12. 5 m		橋梁
新	幹線街路	3 · 5 · 32	錦城橋線	岩国市 岩国 五丁目	岩国市 横山 二丁目	岩国市 横山 二丁目	約 200m	地表式	2	12m	幹線街路と平面交差1箇所	